

英国の地球温暖化防止のための税制及びこれに関連する施策

| | |
|---|----|
| 1. 英国の気候変動税、気候変動協定及び排出量取引の概要 | 1 |
| 2. 気候変動税（C C L : Climate Change Levy）の概要 | 2 |
| 3. 気候変動協定（C C A : Climate Change Agreement）の概要 | 7 |
| 4. 排出量取引（U K - E T S : UK Emission Trading System）の概要 | 11 |
| 5. 英国における温暖化対策施策導入の経緯 | 14 |
| 6. 英国の温暖化対策施策の実施状況に対する評価 | 20 |
| 別紙（軽減措置の詳細） | 22 |
| 【参考文献】 | 26 |

1. 英国の気候変動税、気候変動協定及び排出量取引の概要

気候変動協定制度は気候変動税と一体の制度であり、軽減税率の適用を受けるために政府との間にエネルギー消費量あるいはCO₂排出量の、絶対値あるいは原単位に関する協定を結び、目標を課せられる。一方、排出量取引制度はその目標を達成するべく、自社での削減努力以外の手段として排出枠を調達するためのものである。

表 1 英国の税、協定及び取引の概要

| 制度 | 気候変動税 | 気候変動協定 | 排出量取引 |
|----------------|---|--|--|
| 導入年 | 2001年 | 2001年 | 2002年 |
| ベースとなった提案・背景等 | マーシャルレポート | マーシャルレポート | マーシャルレポート。加えて、気候変動税に対応する観点から産業界主導でグループ（後述のETG）を設立し、1999年より検討。 |
| 制度の概要 | 産業・民生業務部門のエネルギー消費に課税（なお、電力については需要家に課税しており、発電用燃料は課税対象外） | 政府が業界及び個別事業者との間に、エネルギー消費量・CO ₂ 排出量の絶対量・原単位に関する目標を設定し、目標を達成すれば気候変動税の80%減税を適用する。 | 温室効果ガス6ガスを対象とし、主に以下の2種類の参加方法がある。 ① インセンティブ資金と引き換えに排出削減目標を設定する直接参加 ② 気候変動協定で排出削減目標を設定する協定参加 なお、取引は相対取引である。 |
| 制度の対象 | 産業・民生業務部門 | 統合的汚染管理規制(IPPC)の規制対象の施設を持つ業界団体等で、現在エネルギー多消費産業等の44業種 | 自主的な参加 |
| 削減見込量(2010年まで) | 産業界 200万 t-C (730万 t-CO ₂) | 産業界 250万 t-C (920万 t-CO ₂) | 産業界 200万 t-C (730万 t-CO ₂) |
| 遵守・運用状況 | 各年度の税収は以下の実績及び見込みである。 01年度：5.85億£（1,152億円） 02年度：8.37億£（1,649億円） 03年度：9億£（見込み）（1,773億円） | 44業種のうち24業種において、業界全体の目標を達成。それ以外の業種についても、88%の事業所（5,042事業所）は個別目標を達成。残りは、次のとおりである。 ・164事業所が協定放棄 ・219事業所が目標未達 ・317事業所がデータ未提出のため協定中断 | 制度開始当初は5ポンド/t-CO ₂ 。2002年12月の協定参加者が目標達成を確認する時期には、12ポンド/t-CO ₂ 。その後は排出枠が全体的に余り2003年4月には2ポンド/t-CO ₂ 程度。なお、2004年5月時点では4ポンド/t-CO ₂ 程度。また、2003年3月末までに取引された排出枠等は722万 t-CO ₂ 。 |

2. 気候変動税（CCL : Climate Change Levy）の概要

（1）概要

1997年、環境に関する税についての政策が公表された後、排出量取引のパイロット調査と産業及び商業のエネルギー消費に対する税の導入を提案した「マーシャル卿報告書¹」が発表された。これに基づき、排出量取引と税システムの並行した検討が行われた。1999年の政府予算案の中に、産業及び商業のエネルギー消費に対する税、通称気候変動税の導入が盛り込まれ、2001年4月より導入された。同制度では、エネルギー集約産業が政府との間で気候変動協定を締結した場合には、気候変動税の税率を軽減する措置を導入している。また、家庭に対しては、燃料コストの負担が困難であるため、同税は産業や商業部門を対象とした税とし、民生家庭部門は課税対象外となっている。

本税で、2010年までに200万トンの削減を見込んでいる。

¹ マーシャル卿は、当時の英国産業連盟会長である。財務省からの委託によりタスクフォースを設置して新しい政策を検討し、報告書として発表した。

(2) 主な課税対象と税率

気候変動税の主な課税対象と税率を表 2 に示す。なお、既存エネルギー税である炭化水素油税 (Hydrocarbon oil tax) の課税対象であるガソリン等の炭化水素油及び道路交通用ガス燃料は、気候変動税の課税対象ではない。また税金は一般財源に組み入れられる²。

表 2 主な課税対象と税率³

| | | 気候変動税 | | 既存エネルギー税 (炭化水素油税) | | 炭素換算 | |
|------|--------------|----------|----------|----------------------|---------|------------|---------|
| | | 税率 | 炭素換算 | | | | |
| 交通用 | ガソリン (無鉛) | | | 488.20 | GBP/kl | 771.03 | GBP/t-C |
| | | | | 98,142.85 | 円/kl | 154,999.91 | 円/t-C |
| | ディーゼル/軽油 | | | 478.20 | GBP/kl | 668.13 | GBP/t-C |
| | | | | 96,132.55 | 円/kl | 134,314.15 | 円/t-C |
| | 航空機燃料 (ケロシン) | | | 546.80 | GBP/kl | 814.16 | GBP/t-C |
| | | | | 109,923.20 | 円/kl | 163,671.18 | 円/t-C |
| その他 | 軽油 | | | 31.30 | GBP/kl | 43.73 | GBP/t-C |
| | | | | 6,292.24 | 円/kl | 8,791.37 | 円/t-C |
| | 重油 | | | 27.80 | GBP/t | 30.73 | GBP/t-C |
| | | | | 5,588.63 | 円/t | 6,176.90 | 円/t-C |
| | LPG | 9.60 | GBP/t | 11.73 | GBP/t-C | | |
| | | 1,929.89 | 円/t | 2,357.21 | 円/t-C | | |
| | 灯油 | | | 31.30 | GBP/kl | 46.06 | GBP/t-C |
| | | | | 6,292.24 | 円/kl | 9,258.50 | 円/t-C |
| | 石炭 | 11.70 | GBP/t | 17.80 | GBP/t-C | | |
| | | 2,352.05 | 円/t | 3,578.56 | 円/t-C | | |
| 天然ガス | 0.0015 | GBP/kWh | 30.97 | GBP/t-C | | | |
| | 0.30 | 円/kWh | 6,225.21 | 円/t-C | | | |
| 電気 | 0.0043 | GBP/kWh | * | GBP/t-C | | | |
| | 0.86 | 円/kWh | * | 円/t-C | | | |

注1) 炭素換算の税率を算定するに当たっては、環境省 (2003 年 7 月) 『事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案 ver1.4)』より、発熱量及び排出係数を用いた。

注2) 1kWh=860kcal, 1kcal=4.18065kJ とした。

注3) 電気については、我が国と電源構成が異なり排出係数が不明であるため炭素換算の税率は算定していない。

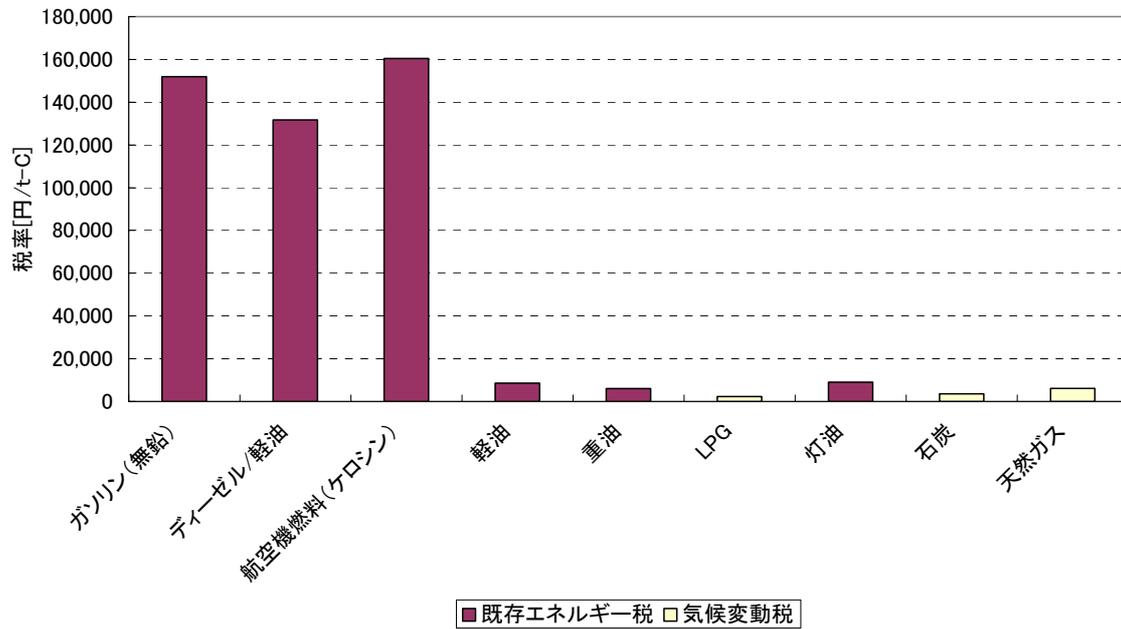
注4) 為替レートは、1GBP=201.03 円 (2004 年 6 月 16 日時点) を用いた (以下同様)。

² EU Database on Environmental Taxes in the European Union member states, plus Norway and Switzerland
Evaluation of Environmental Effects of Environmental taxes

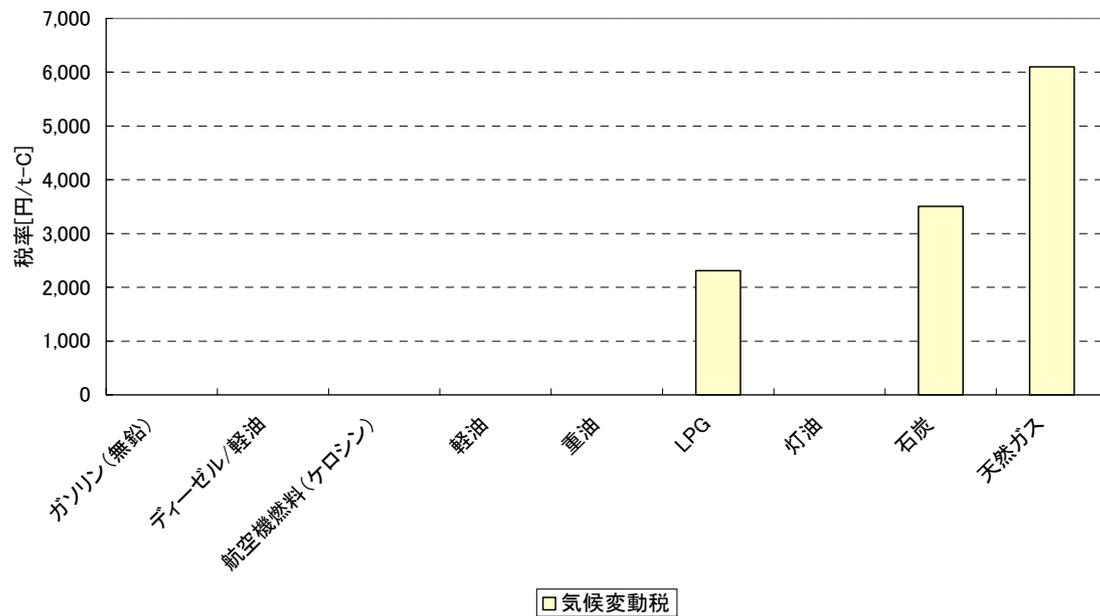
³ 気候変動税の税率については、英国の 2000 年財政法

(<http://www.hmso.gov.uk/acts/acts2000/00017--f.htm#30>)を参照した。また、既存エネルギー税 (炭化水素油税) の税率については、EU (2000.6) " Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland"を参照した。

(参考)



既存エネルギー税及び気候変動税の炭素換算税額



気候変動税の炭素換算税額

(3) 納税義務者

納税義務者は、課税対象を供給する者。すなわち小売段階から最終消費者段階。(下流段階)

(4) 軽減措置(詳細は別紙)

気候変動税は、産業及び商業エネルギーの消費を対象としているが、特に下表に示すものに対しては軽減措置を導入している。

表 3 気候変動税の軽減措置の概要

| | |
|----------------------------------|---|
| 公共交通、小規模消費者等に対する措置 | <ul style="list-style-type: none">・公共交通機関へのエネルギー供給は免税・家庭部門は課税対象外・非営利活動のための慈善用は課税対象外・少量の燃料、電力供給は課税対象外⁴ |
| 産業部門に対する措置 | <ul style="list-style-type: none">・燃料として使用されない供給は免税(電気分解工程で消費される電気等)・原料用途は免税(鉄鋼業における石炭消費等)・発電用燃料は免税・気候変動協定締結により 20%に軽減・(エネルギー集約的で中小企業が多いため)園芸業事業者は 50%に軽減 |
| コージェネレーション(CHP)、再生可能エネルギー等に対する措置 | <ul style="list-style-type: none">・高効率 CHP 発電へのエネルギー供給は免税・再生可能資源により発電された電気は免税・パイプライン計画が進行中の北アイルランドにおける天然ガス消費は免税(5年間) |

⁴以下の供給は課税対象外。家庭用燃料として販売の用に供される 1 t 以下の石炭又はコークス。月 4,397kWh 以下のパイプ供給のガス、気体状石油ガス。月 1,000kWh 以下の電気供給。50 キロ未満のボンベにより供給される LPG

(5) 税収及び使途

1) 税収

表 4 環境関連税の税収額の変遷

| | 単位:10億円 | | | | | | | | |
|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 |
| エネルギー | | | | | | | | | |
| 炭化水素油税 内訳 | 2,811.2 | 3,087.8 | 3,396.4 | 3,690.3 | 4,220.8 | 4,501.3 | 4,631.9 | 4,431.9 | 4,436.7 |
| 無鉛ガソリン | 1,025.5 | 1,186.3 | 1,415.9 | 1,622.9 | 1,989.6 | 2,402.7 | 2,522.5 | 398.0 | - |
| 優艶ガソリン | 874.3 | 821.8 | 747.0 | 682.1 | 599.9 | 327.7 | 1.4 | 0.6 | - |
| 低硫黄ガソリン | - | - | - | - | - | - | 233.6 | 2,219.8 | 2,431.9 |
| 軽油 | 855.8 | 1,030.7 | 1,183.7 | 1,312.3 | 1,424.9 | 256.1 | 6.4 | 12.1 | 0.0 |
| 低硫黄軽油 | - | - | - | 29.4 | 162.0 | 1,475.2 | 1,821.5 | 1,759.8 | 1,961.2 |
| 付加価値税 | 491.9 | 540.4 | 594.4 | 645.7 | 738.6 | 787.6 | 810.6 | 775.6 | 776.4 |
| 化石燃料税 | 272.4 | 262.5 | 196.6 | 84.0 | 36.4 | 20.9 | 11.3 | 17.3 | 22.1 |
| 気候変動税 | - | - | - | - | - | - | - | 117.6 | 168.3 |
| 自動車 | | | | | | | | | |
| Vehicle excise duty Car tax | 773.6 | 794.9 | 834.1 | 871.3 | 931.0 | 979.6 | 925.9 | 816.4 | 908.5 |
| その他の環境関連税 | | | | | | | | | |
| 航空旅客税 | 6.6 | 68.1 | 71.0 | 88.9 | 165.4 | 177.7 | 189.0 | 165.6 | 163.8 |
| 埋立税 | - | - | 1.0 | 76.0 | 66.9 | 86.4 | 92.7 | 101.5 | 106.1 |
| Aggregates levy | - | - | - | - | - | - | - | - | 42.4 |
| 合計 | 4,355.7 | 4,753.8 | 5,093.5 | 5,456.2 | 6,159.2 | 6,553.6 | 6,661.3 | 6,425.9 | 6,624.3 |
| 環境関連税の占める割合 対税収+社会保険料 | 1.8 | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 1.7 | 1.8 |
| 対GDP | 0.6 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.6 | 0.6 |

出典：英国国家統計局

* 気候変動税の税収は、現地通貨で、5.85 億ポンド(2001 年)、8.37 億ポンド(2002 年)、9 億ポンド(2003 年・見込み)

2) 使途

2001 年時点で見ると、税収の 8.4% (5050 万ポンド) がエネルギー効率対策として活用され、また省エネ投資に対する控除拡大の実施のための財源は税収の 11.7% (7000 万ポンド) が活用される。残りの約 80% は雇用者の社会保険料負担額削減のための財源として活用される。

3. 気候変動協定（C C A : Climate Change Agreement）の概要

| | |
|--------------|---|
| 導入年 | 2001 年 |
| 対象 | 統合的汚染管理規制(IPCC)の規制対象の施設を持つ企業の業界団体の内、希望する団体。現在、エネルギー多消費産業等の 44 業種において協定が締結されている。なお、2000 年財政法において、目標設定の対象となる施設が特定されている ⁵ 。また、電力会社は気候変動税の課税対象外であるため、協定の対象外である。 |
| 協定締結のインセンティブ | 気候変動税の 80%軽減措置。 |
| 目標の種類 | エネルギー消費量あるいは CO2 排出量の、絶対値あるいは原単位目標。 |
| 協定の形態 | <p>政府が業界と協定を締結するに当たっては、次のようなオプションが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オプション 1：政府と業界団体のみでの協定 ・ オプション 2：政府と業界団体、政府と個別企業の協定という 2 段協定 ・ オプション 3：政府と業界団体、業界団体と個別企業の協定という 2 段協定 <p>これは、業界毎の事情を考慮するためであり、具体的に以下のような理由により、選択されている。</p> <p>●選択の理由（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製紙業界：事業者が 100%業界団体に入っている。業界団体は個別企業の守秘義務を保つために、下位協定が公表されないオプション 3 を選択。 ・ 自動車業界：業界の性格上、全体で一つの目標に取り組むのは困難。また個別企業の情報はすでにオープンになっている。以上からオプション 2 を選択 ・ 化学業界：大企業が多く、各企業が個別の実績に責任をもちたがったのでオプション 2 を選択。 <p>●目標値の設定方法</p> <p>以上のような業界によって異なる性質を背景に、それぞれ異なる方法で決定された。例えばオプション 3 の製紙業界は、業界団体が独自に調査を行い目標値を設定し、政府と交渉した上で最終的な目標値が決められたが、オプション 2 の自動車業界は、各企業が個別に目標値を</p> |

⁵ 熱投入量が 50MW 超の燃焼施設、石油・ガスの精製施設及びコークス炉等、業種毎に定められている。

| | |
|-----------------|--|
| | <p>設定し、業界団体が橋渡し役となって政府と交渉した上で最終的な目標値が決められた。</p> <p>なお、パクション2・3においては、業界全体の目標と個別企業の目標が必ずしも一致しているわけではなく、前者が達成されている場合は業界内の全企業が協定遵守と判断される一方で、前者が達成されていない場合には個別企業毎の目標達成状況により判断される。</p> |
| 目標の水準 | <p>気候変動協定の締結に当たっては、環境・食料・地域省及び各業界団体それぞれが過去の実績、将来の削減余地等を分析して算定した目標値をもとに、両者の間で交渉を行って目標を設定した。なお、民間の第三者機関（AEA Technology 社）がコンサルタントとして交渉に関わった。</p> |
| 削減見込み | <p>本協定で、2010年までに200万トンの削減を見込んでいる。</p> |
| モニタリング、算定、報告、検証 | <p>協定に参加する各企業がそれぞれ自社の排出量を算定し業界団体に提出する。業界団体はそれらのデータを取りまとめ、政府の派遣する監査員による監査を受ける。</p> |
| 不遵守時の措置 | <p>2年毎の遵守期間を設定し、そのうちの1年が「マイルストーン期間」とされ、協定の目標を遵守していないと減税措置が停止される。なお、遵守の確認にあたってはデータの再提出の機会等が設けられた上で、不遵守と判定された場合には協定の効力は停止する。</p> |
| 目標の事後調整 | <p>原単位目標を設定している場合、生産量に関する計画変更、あるいは省エネ投資に関する計画変更が生じた際には、目標の事後調整が認められている。</p> |

表 5 英国政府と 44 業種間における気候変動協定一覧

| | 業種名 (仮訳) | 業界団体名 (仮訳) | 目標値 | オプション | 目標の種類 |
|----|----------|--------------------------------|--|-------|-----------|
| 1 | 航空宇宙 | 英国航空宇宙企業協会 | 2001-2010年の一次エネルギー消費量の絶対値削減目標をほぼ8.5%程度と見積もっている。この目標値は、生産量と製品構成に全く変化がないことを前提としている。 | 2 | エネルギー・絶対値 |
| 2 | 農業用機材 | 英国農業供給貿易協会 | 2010年までに一次換算のエネルギー消費原単位を151.5kWh/1t飼料まで改善する。これは、1999年における同163.1kWh/1t飼料の7.1%改善に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 3 | アルミニウム | アルミニウム連盟 | 1990-2010年間の想定レベルの生産量に対して、温室効果ガス排出量をCO2換算で32.2%削減する。 | 2 | CO2・原単位 |
| 4 | 醸造業 | 醸造・酒小売業協会 | 業界目標として、2010年までに一次換算エネルギー消費原単位を56.94kWh/100リットルまで改善する。これは、1999年における同66.44kWh/100リットルの11.6%改善に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 5 | ブラウン管 | マイクロエレクトロニクス研究所 | 2000-2010年に、一次換算エネルギー消費原単位(kWh/ガラス1kg)を21%改善する。この目標値は、2010年までに当該産業の生産量が45%増加することを考慮したものである。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 6 | セメント | 英国セメント協会 | 業界目標として、2010年までに一次換算エネルギー消費原単位を1.25kWh/kgまで改善する。これは、1990年における同1.68kWh/セメントkgの25.6%改善に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 7 | セメント用スラグ | スラグ協会 | 1999-2010年に一次換算エネルギー消費原単位を10%改善する。 | 3 | エネルギー・原単位 |
| 8 | 窯業 | 英国窯業連合会 | サブセクター毎に、2000-2010年のエネルギー消費原単位(kWh/t)を設定する。具体的には、窯元12.4%、重粘土10.22%、フレトン煉瓦8.1%、耐火物10.33%、陶器10.1%の改善を目標とする。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 9 | 化学工業 | 化学工業協会 | 1998-2010年間の想定レベルの生産量に対して、エネルギー消費量を18.3%削減する。これは、1990-2010年間の想定レベルの生産量に対するエネルギー消費量の約34%削減に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 10 | 製パン | 英国製パン協会 | 以下の二つの目標値が合意されている。 ・製パン業は一次換算エネルギー消費原単位を平均1,159.3kWh/ポンドまで改善する。これは、同1999-2000年値(平均1,274.0kWh/ポンド)の9.0%改善に相当する。 ・パン販売業は2010年までに、一次換算エネルギー消費原単位を平均372.9kWh/ポンドまで改善する。これは、同1999-2000年値(平均390.4kWh/ポンド)の4.5%改善に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 11 | 酪農業 | 酪農連盟 | 2010年までに一次換算エネルギー消費原単位を444.1kWh/生産量tまで改善する。これは、基準年の同553.2kWh/tの19.7%改善に相当し、また、同産業の1999年値(489.1kWh/t)の9.2%改善に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 12 | 卵生産者 | 国家農業組合 | 2010年に向けて当該業界の基準年と比較して、エネルギー消費原単位(kWh/卵1ダース)を11.5%改善する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 13 | 卵製品 | 英国鶏卵業協議会(BEIC) (BEIC気候変動協会) | 2010年までに一次換算エネルギー消費原単位を0.97kWh/製品kgまで改善する。これは、基準年(1994年)の同値1.12kWh/製品kgの13.2%改善に相当し、当該業界の1990-2000年値(1.07kWh/製品kg)の9.3%改善に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 14 | 環境サービス | リプロテック(=企業名、ペレット製造業は一社のみ。) | 基準年(1999年)に比較してエネルギー効率を10.1%改善する。 | 2 | |
| 15 | 食物及び飲料 | 食料・飲料連盟 | 2010年までに一次換算エネルギー消費原単位を899.6kWh/生産量tまで改善する。これは、基準年の同値1,043.7kWh/生産量tの13.8%改善に相当し、当該業界の1990-2000年値(979.4kWh/生産量t)の8.1%改善に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 16 | 鋳造 | ターゲット2010 | 2000-2010年に一次換算エネルギー消費原単位(kWh/金属t)を11%改善する。この目標値は、当該産業がまったく成長しないという想定の下、製品構成の変化は考慮せずに設定したものである。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 17 | ガラス | 英国ガラス工業連合会 | 1999-2010年に一次換算エネルギー消費原単位(MWh/ガラスt)を9.2%改善する。この目標値は、当該産業の成長、環境負荷等はある程度考慮するものの、製品構成については全く考慮せずに設定したものである。 | 3 | エネルギー・原単位 |
| 18 | 石膏製品 | 石膏製品開発協会 | 2000-2010年に一次換算エネルギー消費原単位を7.16%改善する。この目標値は、協定期間を通じて、当該産業が少ししか成長しないという想定の下、設定したものである。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 19 | 皮革 | 英国皮革連合会 | 1999-2010年に一次換算エネルギー消費原単位(kWh/加工済皮革m ²)を9.81%改善する。この目標値は、当該産業における生産量が一定との想定の下、設定したものである。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 20 | 石灰 | 英国石灰協会 | 2010年までに一次換算エネルギー消費原単位を938kWh/tまで改善する。これは、1998年の同値1,018kWh/tの7.9%改善に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |

| | | | | | |
|----|------------|----------------------|--|---|-----------|
| 21 | モルト製造 | 大ブリテン島モルト製造者協会 | 2010年までに一次換算エネルギー消費原単位を1,203kWh/モルトtまで改善する。これは、1999年の同値1,305kWh/tの7.8%改善に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 22 | 金属包装 | 金属包装製造者協会 | 1999-2000年にCO2排出原単位を9%改善する。この目標値は、生産量が一定のままであり製品構成も変化しないという想定の下、設定したものである。 | 2 | CO2・原単位 |
| 23 | 金属加工成形 | 英国金属加工連合会 | 2000-2010年に一次換算エネルギー消費原単位(kWh/t)を7%改善する。この目標値は、生産量が一定のままであり製品構成も変化しないという想定の下、設定したものである。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 24 | 鉱滓綿(断熱材)製造 | Eurisol(鉱滓綿省エネルギー会社) | 1999-2010年に一次換算エネルギー消費原単位(kWh/t)を14.9%改善する。この目標値は、当該産業の生産量の想定値に基づき、また排出削減技術の利用が多少増大すること、他の予想される法的要請を考慮に入れた上で、設定したものである。 | 3 | エネルギー・原単位 |
| 25 | 自動車製造 | 自動車製造・貿易協会 | 1995-2010年に一次換算エネルギー消費原単位(kWh/台)を15.3%改善する。この目標値は、生産量は全く増大しないという想定の下、設定したものである。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 26 | 非鉄金属 | 非鉄金属同盟 | 1998-2010年に想定レベルの生産量におけるエネルギー消費量を14.7%削減する。これは、1990-2010年間の同エネルギー消費量の22%削減に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 27 | 製紙 | 製紙連盟 | 2010年までに一次換算エネルギー消費原単位を3,959kWh/tまで改善する。これは、1990年の同値6,596kWh/tの40.0%改善に相当し、1997年比では24%の改善と推定される。 | 3 | エネルギー・原単位 |
| 28 | 養豚 | 国家農業組合 | 2010年までにエネルギー消費原単位(kWh/豚重量kg)を基準年(1998年)比で16%改善する。 | 3 | エネルギー・原単位 |
| 29 | 鶏肉加工 | 英国鶏肉連盟 | 2010年までにエネルギー原単位を651.1kWh/tまで削減する。これは、当該産業の1999年値(743.3kWh/t)の12.3%削減に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 30 | 鶏肉生産 | 英国鶏肉連盟 | 2010年までに一次換算のエネルギー消費原単位を1,283kWh/1羽まで改善する。これは、基準年(1994年)における同1,498kWh/1羽の14.3%改善に相当し、同時に当該産業の1999年値(1,487kWh/1羽)の13.7%改善に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 31 | 鶏肉生産(NFU) | 英国鶏肉連盟 | 2010年までにエネルギー原単位(kWh/鶏肉1kg)を当該産業の基準年(1998年)値と比較して13%改善する。 | 3 | エネルギー・原単位 |
| 32 | 印刷 | 英国印刷業連盟 | 2000-2010年に一次換算エネルギー消費原単位(kWh/印刷物m ²)を12%改善する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 33 | 赤身肉 | 英国食肉連盟 | 2010年までにエネルギー消費原単位を554.9kWh/tまで改善する。これは、基準年のエネルギー原単位648.6kWh/tの14.4%改善に相当し、同時に当該産業の1999年値(622.2kWh/t)の10.8%改善に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 34 | 動物性油脂精製 | 英国動物性油脂精製協会 | 2010年までにエネルギー原単位を825.3kWh/投入原料tまで改善する。これは、1999年の906.5kWh/投入原料tの9.0%改善に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 35 | ゴム製造 | 英国ゴム製造協会 | 1999-2010年の想定レベルの生産量におけるエネルギー消費量を10.3%削減する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 36 | 半導体 | 国立マイクロエレクトロニクス研究所 | 2000-2010年に一次換算エネルギー消費原単位を59%改善する。この数値は、この産業が大きく成長することを認めており、2010年までに生産量が4倍まで増えると想定している。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 37 | 蒸留酒 | 蒸留酒エネルギー効率会社 | 2010年までに一次換算エネルギー消費原単位を7.37kWh/lpaまで改善する。これは、1999年の7.72kWh/lpaの4.5%改善に相当する。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 38 | 鉄鋼 | 英国スチール協会 | 1997-2010年に、エネルギー消費量を11.5%削減するという絶対値目標。 | 2 | エネルギー・絶対値 |
| 39 | スーパーマーケット | FDC気候変動税協定 | 2010年に向けて、パン製造セクターと交渉を重ねてきた削減率を採用することに同意している。 | 2 | エネルギー・絶対値 |
| 40 | 表面加工業 | 表面工学協会 | 1999-2010年に、エネルギー消費原単位を10.28%(1次換算で12.01%に相当)改善する。この値は一定の生産量に対するkWhで表記される。この目標値は、生産量が一定のままであり製品構成も変化しないという想定の下、設定したものである。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 41 | 繊維 | 英国アパレル繊維連合会 | 1999-2010年に、一次換算エネルギー消費原単位を9%改善する。この数値は、一定の生産量を想定している。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 42 | 車両製造・修理 | 車両修理協会 | 2000-2010年に一次換算エネルギー消費原単位(kWh/塗装ブース1ユニット)を10%改善する。この目標値は、生産量は全く増大しないという想定の下、設定したものである。 | 2 | エネルギー・原単位 |
| 43 | 壁紙 | 壁紙生産協会 | 1999-2010年間の想定レベルの生産量におけるエネルギー消費量を9.0%削減する。 | 2 | エネルギー・絶対値 |
| 44 | ウッド・パネル | ウッドパネル工業連盟 | 1999-2010年に、一次換算エネルギー消費原単位(kWh/m ³)を7.34%改善する。この目標値は、生産量が一定のままであり製品構成も変化しないという想定の下、設定したものである。 | 2 | エネルギー・原単位 |

4. 排出量取引（UK-ETS：UK Emission Trading System）の概要

排出量取引の概要は次の通りである。

| | |
|--------|---|
| 導入年 | 2002年（現行制度は2006年まで実施され、現在EU-ETSとの仕分けについて検討されている。） |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主参加スキーム ・ 電力起源CO₂については需要家による参加を想定。 ・ 遵守期間は、直接参加者が1年毎、協定参加者が2年毎に設定。 ・ 6ガスが対象 |
| 適用対象主体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出削減目標を設定した上での参加は、以下の二つの方法による。 <ul style="list-style-type: none"> —インセンティブ資金と引き換えに排出削減目標（絶対値目標）を設定して参加（直接参加）。 —政府との気候変動協定で排出削減目標（絶対値目標／原単位目標）を設定して参加。 <p>なお、排出削減目標を設定しなくても、以下の方法により排出量取引には参加可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> —排出削減プロジェクトの実施による参加。⁶ —排出量取引口座を開設するのみのブローカーとしての参加。 |
| 割当方法 | <p><直接参加者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年排出削減目標に等しい量の排出枠を受け取る（キャップ・アンド・トレード方式）。 <p><協定参加者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各マイルストーン期間終了時に排出削減目標を達成している場合に、超過達成分に相当する排出権を受け取る（ベースライン・アンド・クレジット方式）。なお、気候変動協定は2年ごとに1年間の「マイルストーン期間」が設定されるため、それ以外の期間中については排出権の割当も行われぬ。 |
| 取引の制限 | 絶対値目標の達成が実効あるものとするために、原単位目標を設定する参加者（協定参加者のある部分）から絶対値目標を設定する参加者へのクレジットの累積移転量が、絶対値目標を設定する参加者から原単位目標を設定する参加者への累積移転量よりも常に少なくなるように、取引システムが監視している（いわゆるゲートウェイ）。 |

⁶ 英国内外の排出量削減プロジェクトを基にベースライン&クレジットにてクレジットを発行するという形態であるが、ルール策定が進まず、実際には現時点までプロジェクト参加者というものは存在しない。

| | |
|--------------|--|
| モニタリング、検証、報告 | <p><直接参加者></p> <ul style="list-style-type: none"> 直接参加者は、毎年末に排出量を算出し、認定された機関⁷による検証を受けた上で、検証済み排出量と検証報告書を提出する。 <p><協定参加者></p> <ul style="list-style-type: none"> CCL 協定に基づき目標達成状況（業界目標／個別企業の目標）をモニタリングする。 |
| 不遵守時の措置 | <p><直接参加者></p> <ul style="list-style-type: none"> インセンティブ資金の交付中止、払い戻し。 <p><協定参加者></p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動税の減税措置の停止。 |
| 削減見込み | 本制度で、2010 年までに 200 万トンの削減を見込んでいる。 |
| 遵守・運用状況 | 制度開始当初は 5 ポンド/t-CO ₂ 。2002 年 12 月の協定参加者が目標達成を確認する時期には、12 ポンド/t-CO ₂ 。その後は排出枠が全体的に余り 2003 年 4 月には 2 ポンド/t-CO ₂ 程度。なお、2004 年 5 月時点では 4 ポンド/t-CO ₂ 程度。また、2003 年 3 月末までに取引された排出枠等は 722 万 t-CO ₂ 。 |

⁷ 英国の適合性認定機関である UKAS (United Kingdom Accreditation Service) の下、DNV, ERM, KPMG, Lloyds Register, SGS, PwC, British Standards Institute の計 7 社が認定されている。

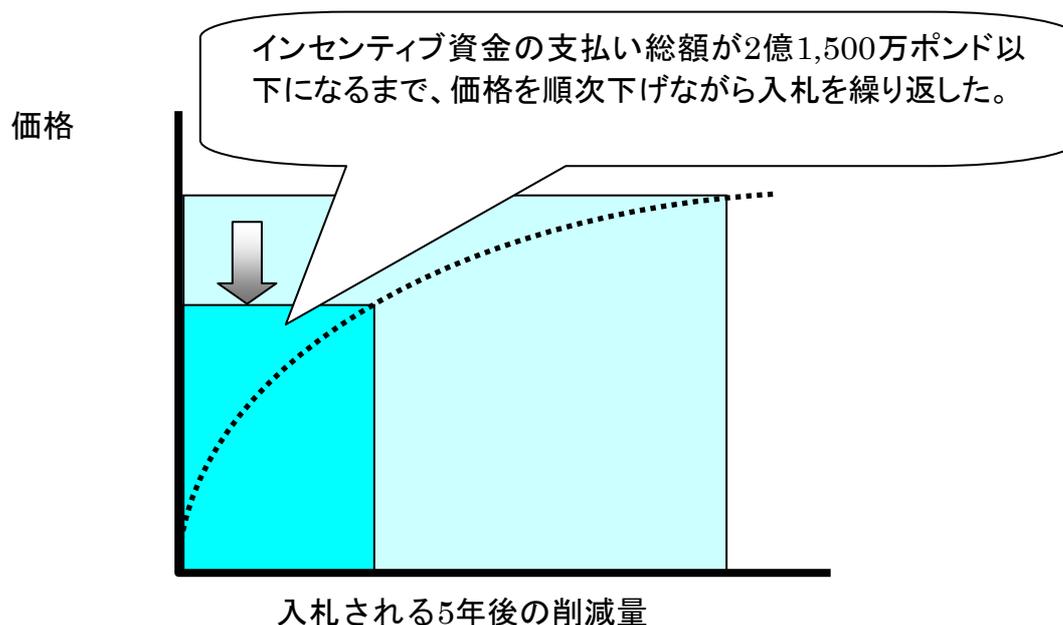
(参考)

排出量取引（UK-ETS）実施のためのオークション実施について

オークションとは、前述の排出量取引制度に対する直接参加者を決定するための手段であり、2002年3月11日～12日にインターネット経由で実施された。

政府は、最初に1t-CO₂相当の排出量削減に対する奨励金として100ポンド（約20,100円）を設定し、入札を開始した。最終的に企業からの入札総量が、政府の当プログラムの予算（2億1500万ポンド [432億円]）に達成するまで、引き下げた。このとき、自社の温室効果ガス1t分の削減費用が奨励金額を超過すると判断した企業は入札参加を断念し、自社の費用が奨励金を下回る、あるいは同等と判断した企業が入札に残ったと考えられる。

その上で、全参加企業の申請削減量に1t分の奨励金を掛け合わせた総額が、2億1500万ポンド [432億円] に達した時点で、オークションは終了した。結局、奨励金の額（入札の決済価格）は、1t-CO₂相当の削減に対し、53.37ポンド（約1万円）となった。



5. 英国における温暖化対策施策導入の経緯

(1) 経緯

- 1997年5月 総選挙の結果、18年ぶりに保守党から労働党へ政権交代が実現した（労働党は、環境税導入の可能性を選挙時より表明していた）。また、12月のCOP3後、国内対策の検討を本格的に開始。
- 1998年3月 財務省は英国産業連盟（CBI）の代表を務めていたマーシャル卿に対して、経済的手法と産業セクターにおけるエネルギー利用に関する報告書の作成を依頼。
- 1998年11月 「経済的手法と産業部門におけるエネルギー利用"Economic Instruments and the Business Use of Energy"」（以下、マーシャルレポート）が公表された。マーシャルレポートでは、協定及び規制に対して税・排出量取引という経済的手法を組み合わせる政策パッケージが有効であるとされており、これは現在の英国の温暖化対策の土台となっている。
- 1999年3月
- ・ 政府予算案の中で、2001年4月から産業及び商業のエネルギー消費に対する税（気候変動税 [Climate Change Levy]）の導入が盛り込まれた。
 - ・ 関税消費税庁（HM Customs & Excise）が、「コンサルテーション・ペーパー」"CONSULTATION ON A CLIMATE CHANGE LEVY"を公表しパブリックコメントを受付。
- 1999年11月 上記コンサルテーションペーパーへのパブリックコメント取りまとめ結果の公表。
- 2000年3月
- ・ 排出量取引グループ（ETG : Emission Trading Group⁸）が排出量取引制度案を公表。
 - ・ 環境交通自治省（DETR）は、英国としての政策パッケージを示した「気候変動プログラム案」を公表し、パブリックコメントを受付。
- 2000年7月 産業界との意見交換を踏まえ、減税率を当初案の50%から80%

⁸ 1996年6月に英国産業連盟（CBI : Confederation of British Industry）及び「政府と産業とによる企業環境諮問委員会（ACBE）」により設置された第3者組織。ACBEは、1990年の環境政策白書に基づき、1991年5月に設置された委員会、政府と企業との間における環境問題対話の場であり、メンバーは副首相及び貿易産業大臣により任命される。

に引き上げた上で、2000年度財政法が成立。

- 2000年11月
- ・ DETR は、上記「気候変動プログラム案」へのパブリックコメント取りまとめ結果の公表。
 - ・ このプログラムでは、温室効果ガス排出量に係る国内目標（1990年比20%削減）を設定している。なお、従前の対策に加えて、本プログラムにより示した各部門における政策パッケージの効果を1,760万t-C（6,450万t-CO₂）[1990年比8.3%削減]と見積もっている⁹。
- 2001年4月 気候変動税（気候変動協定制度）導入。
- 2001年8月 環境食料農村地域省（DEFRA）により排出量取引制度案が公表される。
- 2001年12月 環境食料農村地域相により、排出量取引制度規則（the UK Greenhouse Gas Emissions Trading Scheme 2002）公表。
- 2002年4月 排出量取引制度導入。

（2）マーシャルレポート

マーシャルレポートの提案内容の骨子は次の通りである。

- ・ 京都議定書は温暖化防止の国際的取組みの端緒に過ぎず、政府は議定書の目標及びタイムスケジュールを越えた長期の削減対策を樹立することが必要。
- ・ 協定・規制と組み合わせた政策パッケージの手法として経済的手法の導入が効果的。
- ・ 以上2点を踏まえて、英国で導入すべき国内排出量取引制度と環境税の素案を提示（次頁）
- ・ 産業の国際競争力を損なわないような形で税を導入すべき

⁹ 正確には、従前の対策による削減効果は、1990年比13.4%であり、合計21.7%の削減と試算している。

表 6 マーシャルレポートの提案内容

| | |
|--------------|--|
| <p>排出量取引</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書で定められた国際排出量取引制度は、2008 年までに整備されることになっているが、これは長期的な視野に立った排出量削減方策であり、これが英国の排出量削減策の一環として利用可能とするのが望ましい。 ・ いかなる取引制度も、モニタリング及び検証について確実な枠組みを必要とするが、これには EU の統合的汚染防止管理指令が骨格となる。 ・ よって、現時点で既にかたまった制度を国内に導入することは、むしろ賢明ではない。 ・ しかし、政府に対しては取引制度の設計に関心のある関係者を集めた協議会を設立し、国内の専門家を養成するとともに国際的な制度設計に影響を及ぼし、この新たな市場を先導するよう勧告する。 ・ また第一段階として、産業界が国際的な制度に参加するための知見を蓄えるためにも、出来るだけ早期に関心のある企業による実証事業を実施することを勧告する。 |
| <p>税</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な排出量取引制度が導入された場合においても、中小企業及び非エネルギー集約産業がそれに参加することは現実的ではない。しかも、これらの企業からの CO₂ 排出がビジネス部門の総排出量の 60%を占めている。 ・ 税には、企業規模に関わらず、また全部門の企業においてエネルギー効率改善に寄与するという役割がある。 ・ 税を導入するに当たっては、将来の投資に関する事業計画を立て易くし、環境に及ぼす効果を最大化するためにも、税率の引き上げは徐々に、また事前に明らかにして実施するべきである。 ・ 産業の国際競争力を損なわないように配慮した上で、導入するべきである。 ・ 国内部門における削減という目的に照らせば、産業・商業部門でのエネルギー最終消費段階において炭素含有量に応じて課税するべきである。 ・ コジェネが不利にならないように、また再生可能エネルギーの導入が促進されるように制度設計するべきである。 |

(3) 議会での議論

1) 下院議院貿易・産業委員会¹⁰の報告

下院議院貿易・産業委員会の『気候変動税の産業界への影響』（1999年7月19日公表）においては、以下の点を指摘

- ・ 気候変動税制案のエネルギー多消費産業に与える影響を懸念
- ・ エネルギー費用負担の増大が社会保険料負担の軽減よりも大きく、不利益を被る業界には、特別な措置が必要であり、その際にはエネルギー効率の改善の程度に応じて、特別な措置を応じるべき
- ・ 政府のエネルギー政策に関して、エネルギー消費量の削減を目的とした気候変動税とエネルギー市場の自由化によるエネルギー価格低下に矛盾がある
- ・ 石炭産業を保護する方針とCO2削減の必要性に矛盾がある

2) 下院議院環境監査委員会¹¹の報告

下院議員環境監査委員会の『エネルギー効率（エネルギー効率に関する幅広い研究）』においては、貿易・産業委員会の報告書を受けて気候変動税について以下のように記述。

- ・ 課税されていることをレシートに明記すること
- ・ 税の導入によるエネルギー集約型産業の競争力への影響について分析・公表すること
- ・ クリーンエネルギーによって発電された電気料金には課税しない
- ・ エネルギー効率化を進めるため税収の多くをエネルギー効率化の方策に割く（現在の2倍の額に支出を増額）
- ・ 税控除や払い戻し制度によってエネルギー効率化への投資を支援する
- ・ 国内の排出権取引制度を産業界と協力して開発し、2008年までに京都議定書の下で実現する排出権の国際取引に先駆けるなど

¹⁰ 下院議院の特別委員会

¹¹ 同じく、下院議院の特別委員会

3) 下院議院での議論

1999年7月20日の下院議院では、エネルギー税案として提案され以下のような議論がなされた上、311票中162票が賛成で可決された。

| | |
|--------------|--|
| <p>反対派</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ エネルギー集約型産業が海外に移転する。政府はCO₂を減らしたいと主張しているが炭素税ではない、産業界の競争力を下げるなどの理由から、税による解決は間違っている。 ➤ 税の導入は、個々の企業にとっては中立的とは言えない(例えば西ミッドランド工業界から反対されている)。 ➤ この税は、気候変動を防止するがごとく命名されているが、その実は単なるエネルギー税である。 ➤ すでにエネルギーの効率化に多大な投資をした企業あるいはCHPやLPGなどの排出係数の小さな設備・燃料種に対する特別待遇がない。 |
| <p>やや反対派</p> | <p>気候変動問題の悪化を減速させ、環境技術への直接投資を支援する点で賛成だが、炭素含有量を考慮しないのでは、新エネルギーの促進にとってはマイナスである。</p> |
| <p>賛成派</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ この税は炭素税ではなく、エネルギーに対する税である。というのも、エネルギーの最終消費者は、エネルギー構成についてのみ明示的に把握できるからである。 ➤ この税は、産業界との継続的な協議によって、国内産業の国際競争力を弱めないようにして導入される。 ➤ 税収の用途は中立的である。また新たに14,000の雇用を生み、エネルギー集約型産業を保護することもできる。 |

(4) 産業界からの反応

1) 化学業界

化学工業協会(CIA)は、同協会所属の加盟企業約200社の大部分は、少数の社員で大量のエネルギーを消費するため気候変動税の導入は不利に働くと主張した。

CIAの推定によると、化学工業界は、税の還元措置が無ければ、全体で1億3,000万ポンド(261億円)の気候変動税を支払うことになり、その結果、約6,000人分の雇用が脅かされ、更に環境規制の緩やかな国へ汚染が輸出される可能性があるとした。こうした状況に対処するために、CIAでは、以下の提案を示した。

- ・ 「エネルギー効率改善に関する協定」の選択肢を、一部の部門だけではなく

あらゆる産業部門に適用する。

- ・ 気候変動税は、エネルギー効率改善に関する協定を取り交わすことのできないような企業に限定して適用する。
- ・ まず雇用者側の国民保険料負担に対する削減額ありきで、気候変動税の税制（税制、軽減税率）を決定しないこと。

2) 鉄鋼業界

1999年3月、英国鉄鋼協会のピーター・シドル会長は、協会の加盟企業の国際競争力の維持、並びに英国鉄鋼業界がエネルギー効率と生産効率において既に世界最高の水準にある点を強調した。

英国鉄鋼協会の推定によると、約60,000人の従業員を抱えている鉄鋼業界が国民保険料の控除で得る金額は年間500万ポンド（約10億円）以下に過ぎないが、気候変動税の納付額は、最初の2年間で1億2,000万ポンド（241億円）に達するということであった。従って、気候変動税は、国際競争力を強化する手段とは言い難く、正規の雇用の維持にもつながらないと主張した。

3) 英国産業連盟（CBI）

CBIのアデア・ターナー事務局長は、「エネルギー集約型企業に提示されている50%の税控除では、この点で余りにも不十分だ。課税には必然的に勝者と敗者が伴うものではあるが、気候変動税の払い戻しについては国民保険料の負担控除という形が取られるため、敗者の大部分が製造業に携わる企業となる点について我々は大きな懸念をもっている。業界内での自主的な協定を最大限に活用し、効果的な排出量取引スキームに参加する企業に大幅な税の払い戻しを適用しなければならない。」と主張した。

6. 英国の温暖化対策施策の実施状況に対する評価

○国の評価

| | |
|----|---|
| 主体 | 英国監査局（NAO: National Audit Office） |
| 時期 | 2004年4月 |
| 対象 | 排出量取引制度 |
| 内容 | <p>英国の排出量取引制度は、温室効果ガスの排出量削減に関して費用対効果を向上させたと評価した。ただし、同制度が導入されなくとも一定程度の削減は可能であったとした。</p> <p>Ineos Flour 社、Invista 社、Rhodia 社及び BP 社を対象として調査し、以下の事項を明らかにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4社の排出削減量は総排出削減量の80%に相当した。 ・4社でインセンティブ資金（補助金）の50%を受領している。 ・排出削減量の34%は排出量取引制度が導入されなくとも達成できたが、残りの66%は同制度の成果である。 <p>その上で、排出量取引制度が導入されていなくとも達成可能な排出削減のために260-980万ポンド（5億2千万-19億7千万円）のインセンティブ資金が支払われており、不当な利益を得ているとの非難が生じたことを指摘している。</p> |

| | |
|----|--|
| 主体 | 英国政府（環境・食料・農村地域省） |
| 時期 | 2003年4月 |
| 対象 | 気候変動協定制度（CCA） |
| 内容 | <p>2000年から2001年にかけて44の産業部門と結んだCCAに関して、対象施設の88%において2002年の排出削減目標を達成視、エネルギー効率向上において実際的な効果があったと評価している。</p> <p>具体的には、例えばエネルギー消費量が多い業界の代表ともいえる化学業界では、エネルギー効率が1998年と比較して14.5%改善している（CCAによる目標は2010年に18%改善）。また、CCAで規制されている企業は約5,000社存在するが、これらの企業からの2002年度の総排出削減量は1,350万tに上り、政府目標の3倍に達するものであった。</p> <p>なお、CCA目標を達成した対象施設が受ける気候変動税の税控除額は約3億ポンド（603億円）に相当する。</p> |

○その他の主体による評価

| | |
|----|---|
| 主体 | 英国学士院 |
| 時期 | 2002年11月 |
| 対象 | 気候変動税 |
| 内容 | 気候変動税は、産業部門だけでなく運輸部門及び民生部門も対象とし、且つ課税標準を炭素含有量とする真の炭素税とすべきであるとしている。 |

| | |
|----|--|
| 主体 | 英国産業連盟（CBI）・エンジニアリング事業者協会（EEF） |
| 時期 | 2002年11月 |
| 対象 | 気候変動税 |
| 内容 | 製造業は気候変動税の影響を最も強く受けており、1億4,300万ポンド（287億円）費用が増大した。一方、対照的にエネルギー消費量の小さなサービス業部門では、社会保険料の雇用者負担分の0.3%引き下げにより利益を確保している。 |

| | |
|----|---|
| 主体 | 環境保護団体グリーン・アライアンス |
| 時期 | 2002年11月 |
| 対象 | 気候変動税 |
| 内容 | 気候変動税は、施行後わずかの期間にして早くも機能を発揮している。ただし、現行のエネルギー標準から炭素標準の税率に変更すべきである。 |

別紙：減免措置の詳細

| 事 項 | | 項 目 | 概 要 | 主な根拠規定 | 備 考 |
|--------------------------------------|-----------------|---|--|---|-------------------------------------|
| 課 税 対 象 外 (Excluded supplies) | | 家庭用 (domestic use) また は 慈 善 用 (non-business use of charities) の供給 | 家庭用の供給、非営利活動のための慈善用供給は課税 対象外 (ただし、病院、ホテル、旅館、刑務所等の一 部の居住施設は課税される)。 家庭用とは具体的には以下の供給を示す。 | 2000 年財政法 附則 6 8 9 Notice CCL1/3 2.1-2.6 | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭用燃料として販売の用に供される 1 t 以下の石 炭又はコークス。 ・ 月 4,397kWh 以下のパイプ供給のガス、気体状石油 ガス ・ 月 1,000kWh 以下の電気供給 ・ 50 キロ未満のボンベにより供給される LPG 等 | 2000 年財政法 附則 6 9 Notice CCL1/3 2.5 | |
| 免 税 (Exem ption) | 0 % に 軽 減 | 国内で燃焼・消費され ない供給 | 国外へ輸出される課税商品 (エネルギー) の供給は免 税。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内の中間消費者が輸出供給を行う場合には、英国 の供給者に対し、商品を輸出する意思があり、それ を英国に戻す意思がないことを、供給が行われる前 に通知しなければならない。 ・ 国外に供給を行う場合、供給者は商品が英国外に移 されたことを証明する証拠書類を保有し、関税庁に 提示できるようにしておかなければならない。 | 2000 年財政法 附則 6 11 Notice CCL1/3 3.2 | 認 定 証 (certification) により免税 |

| 事 項 | 項 目 | 概 要 | 主な根拠規定 | 備 考 |
|-----|------------------------------|---|--|---------------------------|
| | LPG 及び固形燃料 (solid fuel) の再販売 | <p>供給者の目的が、商品の燃焼ではなく、固形燃料または LPG を非課税の用途で他者に販売することに限定されている場合、免税を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大口の LPG 販売や固形燃料について、卸売業者・小売業者は、供給者に対し、供給を行う前に、再販売(onward supply)のために供給する意思を通知しなければならない。 ・ただし、卸売業者・小売業者が最終使用者に対し、課税対象となる供給を行う場合は、卸売業者／小売業者は登録を行い、その供給に対して課税を受けなければならない。 | Notice CCL1/3 3.3 | 認定証 (certification) により免税 |
| | 輸送に使用される供給 | <p>線路への送電、フェリーへの動力供給等は免税（ただし、娯楽、レクリエーション等の乗客輸送、駅の照明・暖房、信号等は課税対象）。</p> | 2000 年財政法 附則 6 12 Notice CCL1/3 3.5 | 認定証 (certification) により免税 |
| | 電力以外の生産者への課税対象商品の供給 | <p>課税商品の他者への供給が電気の供給でなく、以下の目的において自らが使用する場合には免税される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力以外の課税商品の生産 ・炭化水素油 (hydrocarbon oil) 又は道路燃料ガス (road fuel gas) 等の生産 ・1979 年炭素水素油税法で規定された代替燃料の生産等 | 2000 年財政法 附則 6 13 Notice CCL1/3 3.6 | 認定証 (certification) により免税 |

| 事 項 | 項 目 | 概 要 | 主な根拠規定 | 備 考 |
|-----------------|--|--|--|-----------------------------------|
| | 電力生産者への供給 (自己供給以外) | 発電所における電力生産のための課税商品の供給は免税(ただし、電力生産のために供給された商品が無許可電力供給者が使用する場合等は免税対象とはならない)。 | 2000年財政法 附則6 14 Notice CCL1/3 3.7 | 認 定 証 (certification) により免税 |
| | 熱電併給発電施設 (CHP)への供給(自己供給以外) | 熱電併給発電施設への免税の適用は、施設の登録、申告、環境食糧農林省(DEFRA)によるCHP品質保証(CHPQA)の認定、国務大臣による免税認定証の保有などの有無によって決定(免税適用には供給認定証も必要)。 | 2000年財政法 附則6 15、16、148、 149 Notice CCL1/3 3.8 | 認 定 証 (certification) により免税 |
| | 燃料として使用されない供給 | 供給される者が、燃料以外(暖房用燃料及び動力用は除く)に使用する場合は免税。 例)・電気分解において使用される電気 ・炭素フィルター(carbon filter)生産用の原料である石炭 | 2000年財政法 附則6 18 Notice CCL1/3 3.10 | 認 定 証 (certification) により免税 |
| | 再生可能資源 (renewable sources) による電気 | 化石燃料または原子燃料以外のエネルギーから発電された電気は再生可能資源による電気として免税(風力発電、10メガワットまでの水力発電、太陽光発電、都市ごみ・産業廃棄物発電、農林業廃棄物発電等)。 | 2000年財政法 附則6 19、20 Notice CCL1/3 3.11 | |
| 20% に 軽 減 | 気候変動協定を締結した者への供給(軽減税率供給) | 気候変動協定が適用される供給については、20%に軽減。 | 2000年財政法 附則6 44 | 認 定 証 (certification) により免税 |

| 事 項 | | 項 目 | 概 要 | 主な根拠規定 | 備 考 |
|-----|-----------------|-----------------------|---|---|-----------------------------------|
| | 50% に 軽 減 | 園芸生産者への供給 (半額税率供給) | 2001年4月1日から5年間の暫定措置として、園芸生産者の特定供給（建物の暖房・照明、土壌の殺菌消毒等ための供給）に対し、50%の減免措置を適用。 | 2000年財政法 附則6 43 Notice CCL1/3 5.2 | 認 定 証 (certification) により免税 |

【参考文献】

1. Lord Marshall, Economic instruments and the business use of energy, November 1998
2. HM CUSTOMS & EXCISE, CONSULTATION ON A CLIMATE CHANGE LEVY
3. the Regulatory Impact Assessment (RIA) of climate change levy, April 2000¹²
4. Antony Seely BUSINESS AND TRANSPORT SECTION HOUSE OF COMMONS LIBRARY Stephen McGinness & Grahame Danby SCIENCE AND ENVIRONMENT SECTION, The Climate Change Levy, November 1999
5. THE COMPTROLLER AND AUDITOR GENERAL National Audit Office, The UK Emissions Trading Scheme A New Way to Combat Climate Change, April 2004
6. DEFRA, BIG CO2 CUTS BEAT INDUSTRY CLIMATE CHANGE TARGET, April 2003
7. CBI, The Climate Change Levy First year assessment, November 2002
8. THE ROYAL SOCIETY, Economic instruments for the reduction of carbon dioxide emissions, November 2002
9. UMBRELLA CLIMATE CHANGE AGREEMENT FOR THE PAPER SECTOR

以上

¹² 英国では1998年8月以来、各種事業体に対して影響を及ぼす可能性のある規制の提案については、全て規制影響評価（RIA: Regulatory Impact Assessment）を実施した上で、閣議に諮ることとなっている。